

京都大学大学院法学研究科の組織に関する規程

(平成十六年達示第九号)

(趣旨)

第一条 この規程は、京都大学大学院法学研究科(以下「法学研究科」という。)の組織等に関し必要な事項を定める。

(研究科長)

第二条 法学研究科に、研究科長を置く。

2 研究科長は、法学研究科の教授をもって充てる。

3 研究科長の任期は、二年をもって標準とする。

4 研究科長は、法学研究科の校務をつかさどる。

(教授会)

第三条 法学研究科に、その重要事項を審議するため、教授会を置く。

2 教授会の構成及び運営に関し必要な事項は、教授会が定める。

(専攻及び講座)

第四条 法学研究科の専攻は、次に掲げるとおりとする。

法政理論専攻

国際公共政策専攻

法曹養成専攻

2 次に掲げる専攻の講座は、それぞれ下欄に掲げるとおりとする。

法政理論専攻 法政学講座、法政論講座、外国法講座、公法講座、国際関係法講座、民法講座、企業関係法講座、社会法講座、刑事

法講座、政治史講座、政治行政分析講座、公共政策講座

法曹養成専攻 法政論系講座、公法系講座、民法系講座、刑事法系講座、法実務系講座

3 前項に掲げるもののほか、法曹養成専攻に協力講座として法臨床講座を置く。

(専攻長)

第五条 法曹養成専攻及び国際公共政策専攻に専攻長を置き、法学研究科の教授をもって充てる。ただし、研究科長は専攻長を兼ねること

とができない。

2 専攻長の任期は、二年とする。

3 専攻長は、当該専攻の業務をつかさどる。

(専攻会議)

第六条 法曹養成専攻に、その運営に関する事項を審議するため、専攻会議を置く。  
2 専攻会議の構成及び運営に関し必要な事項は、教授会が定める。

(附属教育研究施設)

第七条 法学研究科に、次に掲げる附属の教育研究施設を置く。

国際法政文献資料センター

法政実務交流センター

2 附属の教育研究施設に長(以下「附属施設長」という。)を置き、法学研究科の教授をもって充てる。

3 附属施設長の任期は、二年とする。

4 附属施設長は、当該教育研究施設の業務をつかさどる。

(事務組織)

第八条 法学研究科に置く事務組織については、京都大学事務組織規程(平成十六年達示第六十号)の定めるところによる。

(内部組織)

第九条 この規程に定めるもののほか、法学研究科の内部組織については、教授会の議を経て研究科長が定める。

附 則

1 この規程は、平成十六年四月一日から施行する。

2 この規程の施行後最初に任命する研究科長の任期は、第二条第三項の規定にかかわらず、平成十七年三月三十一日までとする。

3 この規程の施行後最初に任命する附属施設長の任期は、第七条第三項の規定にかかわらず、平成十七年三月三十一日までとする。